

大阪狭山市公衆無線LANアクセスポイント利用規約

(趣旨)

第1条 大阪狭山市（以下、「市」といいます。）は、来訪者に対する利便性の向上を目的として提供する公衆無線LANアクセスポイントの利用について必要な事項を定めます。

(サービス内容)

第2条 市は、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が提供する無料インターネット接続サービス（以下「D o S P O T」といいます。）のアクセスポイントを市内公共施設に設置します。（以下これらのアクセスポイントを「本アクセスポイント」といいます。）これにより、大阪狭山市公衆無線LANアクセスポイント利用規約（以下「本規約」といいます。）及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が定める「D o S P O T（無料インターネット接続サービス）利用規約」に同意した利用者（以下「利用者」といいます）は、本アクセスポイント利用可能エリアにおいて、利用者が用意したW i - F i 接続機能を有する通信機器等をD o S P O Tに接続することができます。

(利用規約の同意)

第3条 本アクセスポイントの利用者は、本規約に同意したものとみなします。

(利用料金)

第4条 利用者は、無料で本アクセスポイントを利用することができます。

(免責)

第5条 市は、利用者が本アクセスポイントを利用し又は利用しようとし又は利用できなかったことに起因する一切の損害、トラブル等に関していかなる責任も負いません。

2 市は、利用者が本アクセスポイントを経由してインターネットに接続したこと
に起因する一切の損害、トラブル等に関して、いかなる責任も義務も負いません。

3 市は、本アクセスポイントに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと及び本

アクセスポイントが中断なく稼動することを保証しません。

4 本アクセスポイントへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うもの
とします。Wi-Fi接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Web
ブラウザ等によって、本アクセスポイントを利用できない場合があっても、市は、
いかなる責任も負いません。

5 市は、DOSPOT及び本アクセスポイントの仕様に関するご質問には一切お
答えできません。

6 市は、西日本電信電話株式会社が提供する公衆無線LANサービス「フレッ
ツ・スポット」については、一切関知しません。

(運用の中止)

第6条 市が必要と認める場合、市は、予告なく本アクセスポイントの機能を中止
又は終了することがあります。なお、中止又は終了により利用者に損害が生じた
場合であっても、市は、いかなる責任も負いません。

(本規約の変更)

第7条 本規約の内容は、市が必要と判断した場合には、予告なく変更される場合
があります。変更後に本アクセスポイントを使用された場合、利用者は、当該変
更について同意したものとみなします。

(損害賠償)

第8条 利用者が本規約又はエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が定め
る規約に違反した結果、市が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するも
のとしします。

(法令等の遵守)

第9条 利用者は、本アクセスポイントの使用にあたって、本規約に加え、関連す
る法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとしします。

(準拠法等)

第10条 本規約に関する準拠法は、日本国法としします。

2 本規約又は本アクセスポイントに関連して市と利用者間で紛争が生じた場合、
大阪地方裁判所堺支部を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

(その他)

第 11 条 その他必要な事項については、市が別に定めます。

附 則

本規約は、平成 26 年 7 月 1 日より実施するものとします。